

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 2 月 13 日（火）第3390号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|---|--------------|---|
| ○保安林の指定予定の通知 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 | （障害福祉課取扱い） | 2 |
| ○県営土地改良事業の計画の変更 | （農地整備課取扱い） | 2 |
| ○公共測量の終了（2件） | （監理課取扱い） | 2 |
| ○道路の区域の変更（3件） | （道路維持課取扱い） | 2 |
| ○道路の供用の開始（2件） | （道路維持課取扱い） | 3 |
| ○自動車専用道路の指定 | （道路維持課取扱い） | 4 |
| ○洪水浸水想定区域の指定（4件） | （河川課取扱い） | 4 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 | （大隅地域振興局取扱い） | 5 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件） | （大隅地域振興局取扱い） | 6 |
| | （大島支庁取扱い） | 6 |

公 安 委 員 会 告 示

- | | | |
|---------------|--------------|---|
| ○遊技機の型式の検定の告示 | （生活安全企画課取扱い） | 6 |
|---------------|--------------|---|

告 示

鹿児島県告示第122号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年 2 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
志布志市有明町蓬原字日鎌2110番4，2110番6，字宮田2245番1，2246番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については，主伐は，択伐による。
字日鎌2110番4・2110番6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。），字宮田2245番1，2246番1
 - イ その他の森林については，主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第123号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成30年2月13日

鹿児島県知事 三反園訓

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
徳本 寛人	曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野894	整形外科	平成30年1月31日
能美 昌子	大隅鹿屋病院	鹿屋市新川町6081番地1	外科	平成30年1月31日
則松 賢次	出水総合医療センター	出水市明神町520	循環器科	平成30年1月31日
岩元 二郎	社会医療法人義順顕彰会種子島医療センター	西之表市西之表7463	小児科	平成30年1月31日

鹿児島県告示第124号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（通作・基幹）（旧：農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）（農道整備）西部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年2月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成30年2月14日から同年3月13日まで
- 縦覧場所
知名町役場耕地課

鹿児島県告示第125号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から平成29年7月11日鹿児島県告示第799号で告示した公共測量の実施は、平成30年1月31日終了した旨の通知があった。

平成30年2月13日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第126号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から平成29年7月11日鹿児島県告示第800号で告示した公共測量の実施は、平成30年1月31日終了した旨の通知があった。

平成30年2月13日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年2月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月13日

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 三反園訓	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	曾津高崎線	大島郡瀬戸内町大字久慈字大濱の壱1362番1地先から同町大字久慈字フラタ1174番1地先まで	前	9.9～46.5	1,033.0
			前	10.2～72.4	803.0
			後	9.9～46.5	1,033.0
			後	10.2～75.6	803.0

鹿児島県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年2月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月13日

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 三反園訓	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	都城隼人線	霧島市霧島永水字中原2842番11地先から2842番1地先まで	前	11.0～20.0	54.0
			後	11.0～18.0	54.0

鹿児島県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年2月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月13日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	鹿児島県知事 三反園訓	
			供用開始の期日	
県道	都城隼人線	霧島市霧島永水字中原2842番11地先から2842番1地先まで	平成30年2月13日	

鹿児島県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年2月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月13日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	穎娃川辺線	南九州市穎娃町牧之内字山脇ノ下1328番1地先から1299番1地先まで	前後	17.8～39.2 14.7～27.6	72.5 72.5

鹿児島県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年2月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月13日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	穎娃川辺線	南九州市穎娃町牧之内字山脇ノ下1328番1地先から1299番1地先まで	平成30年2月13日

鹿児島県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお、指定する道路の部分を表示した図面は、平成30年2月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 路線名
国道504号
- 2 指定する道路の部分及び期日

指 定 す る 道 路 の 部 分	指定する期日
薩摩郡さつま町泊野字小高峯4792番2地先から出水市高尾野町柴引字尾塚4159番3地先まで	平成30年2月13日

鹿児島県告示第133号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定した。

なお、平成21年2月17日鹿児島県告示第200号（浸水想定区域の指定）は、廃止する。

平成30年2月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 河川の名称
甲突川水系甲突川
- 2 指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
別紙図面のとおり
- 3 計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
別紙図面のとおり

（「別紙図面」は、省略し、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第134号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定した。

なお、平成21年7月28日鹿児島県告示第867号（浸水想定区域の指定）は、廃止する。

平成30年 2 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 河川の名称
雄川水系雄川
- 2 指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
別紙図面のとおり
- 3 計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
別紙図面のとおり
（「別紙図面」は、省略し、鹿児島県土木部河川課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第135号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定した。

なお、平成23年3月18日鹿児島県告示第278号（浸水想定区域の指定）は、廃止する。

平成30年 2 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 河川の名称
新川水系新川
- 2 指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
別紙図面のとおり
- 3 計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
別紙図面のとおり
（「別紙図面」は、省略し、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第136号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定した。

なお、平成23年3月18日鹿児島県告示第279号（浸水想定区域の指定）は、廃止する。

平成30年 2 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 河川の名称
稲荷川水系稲荷川
- 2 指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
別紙図面のとおり
- 3 計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
別紙図面のとおり
（「別紙図面」は、省略し、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

大隅地域振興局告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成30年2月13日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
鹿児島自立支援センターしぶし	志布志市志布志町安楽3602番地1	特定非営利活動法人夢来郷たかくま	鹿屋市上高隈町1894番地3	大迫 真	平成30年1月31日	就労継続支援A型

大隅地域振興局告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年2月13日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型施設オルオル	鹿屋市上谷町11196番地2	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋1-44-3池袋I S P タマビル	田嶋 羊子	平成29年12月18日	生活介護・就労継続支援B型

大島支庁告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年2月13日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーの家ならんり	奄美市名瀬朝仁町22-11	有限会社南里	奄美市名瀬平松町295番地	森 美晴	平成30年2月1日	同行援護

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第11号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年2月13日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR餃子の王将3 5000SS	豊丸産業株式会社	7P1474
ぱちんこ遊技機	CRコマコマ倶楽部@エイジセレクトY	豊丸産業株式会社	7P1589
ぱちんこ遊技機	CRAナナシーDXII77NV	豊丸産業株式会社	7P1643
ぱちんこ遊技機	CR大海物語4SBC	株式会社三洋物産	7P1693

ぱちんこ遊技機	CRフィーバーエルドラS	株式会社三共	6P1262
ぱちんこ遊技機	CRフィーバーアクエリオンWR	株式会社三共	7P1420
ぱちんこ遊技機	CRフィーバーR-18R	株式会社三共	7P1587
ぱちんこ遊技機	CRAコスモアタック7A04	株式会社愛喜	7P1646
回胴式遊技機	カンフーレディEVO/XX	山佐株式会社	7S1214
回胴式遊技機	キングリノ/XX	山佐株式会社	7S1223
回胴式遊技機	ミリオンルーレット/KU	株式会社コナミアミューズメント	7S1401
回胴式遊技機	マジカルハロウィン6/KK	KPE株式会社	7S1520
回胴式遊技機	カブキドウ/HB	ハイライツ・エンタテインメント株式会社	7S1307
回胴式遊技機	パチスロ 楽シーサー30jR	株式会社ジェイビー	7S1260
回胴式遊技機	ロックマン/ZX	株式会社エンターライズ	7S1055
回胴式遊技機	大神/ZS	株式会社エンターライズ	7S1270